

文化行政推進会議設置規程

平成20年6月25日

訓令甲12号

(設置)

第1条 文化行政の総合的な企画、調整及び推進を行うため、文化行政推進会議（以下「会議」という）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、市長、副市長、上下水道局長、教育長、部長（消防局長、市議会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長を含む。）及び市長の指定する職員をもって組織する。

(会長等)

第3条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は市長をもって充て、副委員長は副市長をもって充てる。

3 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門分科会)

第5条 会議に総合的文化課題を検討するため、文化振興基本計画推進専門分科会を置く。

2 専門分科会は、当該専門分科会に関係のある課のうちから、委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門分科会に分科会長及び副分科会長を置き、委員長の指名する会員をもって充てる。

4 分科会長は、分科会において検討した事項を会議に報告しなければならない。

5 第3条第3項及び第4項並びに第4条の規定は、分科会長の職務及び専門分科会の会議に準用する。

(庶務)

第6条 会議及び専門分科会の庶務は、政策推進部文化振興課が行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、専門分科会の運営に関し必要な事項は分科会長が定める。